

事業計画変更（案）の説明会の報告

初夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、一宮大木土地区画整理事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、5月24日と25日の2日間で地区を分けて、合計3回の事業計画変更に係る全体説明会を開催したところ、雨天で足元の悪い中にもかかわらず組合員の皆様の約半数の方々のご出席をいただき、右の6項目について担当理事より変更案をご説明させていただきました。



現在、この変更（案）を基に県と調整をしております。

案が正式に決りますと総代会に諮り、議決を経て愛知県知事に申請手続きを行います。

なお、申請してから認可までの間には、事業計画変更（案）を見ていただく期間（縦覧期間）と意見書を出す事の出来る期間が含まれておりますのでご承知おきください。

愛知県知事からの認可後は、一刻も早く仮換地指定へ向けて作業を進めてまいりたいと思います。

組合員の皆様方には、今後ともより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

※ 事業計画変更に関する主な項目等

1 雨水排水計画

- ・排水区域を2つに分け、それぞれに調整池を計画する。

2 県道三蔵子一宮線

- ・片側歩道のままで、さらに歩道幅を広げる。

3 区画道路

- ・道路幅及び配置計画の見直し

4 資金計画等

- ・支出の精査及び新たな収入源の確保

5 下水道受益者負担金（建設負担金相当）

- ・皆さんが個々に下水道事業に収める負担金をこの事業で一括して支払う。
（この区画整理事業の平均減歩率20%に0.54%を上乗せし、20.54%とする。）

6 今後の予定について

- ・事業期間を3ヶ年延長し、平成29年度までとする。



- 全体説明会で、組合員の皆様に説明しました変更案の資料（調書・図面等）につきましては、組合事務所にありますので、執務期間中（祝日を除く月曜～金曜日の8時30分～17時15分）に見ることができます。不明な点等ございましたらご利用ください。

- 豊川市一宮町豊1番地（豊川市役所一宮総合支所 1階）

一宮大木土地区画整理組合事務所 TEL/FAX 0533-93-4911